

[トピックス]

環境技術指導部が始動しました

旧農業環境指導センターは、農業総合研究センター環境技術指導部(検査指導課、防除課)となりました。

【検査指導課】

肥料法・飼料安全法・農薬取締法に関する登録・届出や、これら法律に基づく立入検査等の業務を行っています(写真1、2)。

【防除課】

県内各地域における様々な農作物での病虫害発生状況調査を行い、その調査結果に基づいて作成した予察情報(予報、警報、注意報、特殊報、植物防疫ニュース)や、病虫害の薬剤感受性検定結果等、現場の病虫害防除に役立つ情報を提供しています(写真3~5)。



写真1 飼料の立入検査



写真2 農薬販売者への立入検査



写真3 いちごの病虫害調査



写真4 トラップでの害虫調査

植物防疫ニュース(通称No.1) 令和6(2024)年4月16日 栃木県農業総合研究センター

麦類の赤かび病を適期に防除しましょう!

本年産麦は、平年より7~10日程度早く寒立期を迎え、出穂期は二条大麦で平年より3~7日、六条大麦・小麦では同1週間程度早まる見込みです。既に生育の早かったほ場で幼穂腐死が確認されており、今後、不稔粒の発生に伴ってF病の多発が懸念されることから、**適期防除を徹底しましょう。**

※実際の赤かび病は、品質を低下させる重篤病害です(写真1)。本病は、人に有害なカビ毒(DON、NIV等)を産生するため、農産物検査の検定では、食用の全麦類で赤かび病の検入限度が0.0%を超えないこと、を定められています。予防的防除を行い、発生防止に努めることが重要です。

【防除対策】

- ・出穂や開花の状態をよく観察し、ほ場・麦種ごとの**防除適期**(表1)を過ぎないよう、防除を徹底する。
- ・不稔粒が発生したほ場は、赤かび病多発のおそれがあるため、追加防除を実施する。
- ・薬剤感受性の低下を防ぐため、FRACコードの異なる薬剤をローテーション散布する(表2)。
- ・無人航空機による散布は、一般の散布とは希釈倍数(散布液濃)が異なるので注意する(表3)。

表1の防除適期は水田作業の繁忙期であるが、薬剤散布は適期を過ぎず必ず行う。

麦種	防除適期	多発のおそれがある場合 (不稔粒発生や重篤腐死(幼穂腐死)の発生)
二条大麦	穂揃い期7~10日後(約穀抽出期)	写真2 1回目の7~10日後に2回目散布
六条大麦	開花期 ₁ と開花10日後の2回散布	写真3 3回目散布
小麦	開花期 ₂ と開花20日後の2回散布	写真4 3回目散布

※1: 穂の先端から約穀(受胎)を採った際の穀が押し出されてくる時期
※2: 抽出した約穀を初めて認めた日

※矢印で示す部分が抽出した約穀

写真5 植物防疫ニュース

(環境技術指導部)

[お知らせ]

病虫害発生予察情報を発表しました

- ・令和6(2024)年度病虫害発生予察注意報第1号 果樹カメムシ(5月13日)
- ・令和6(2024)年度病虫害発生予察注意報第2号 麦類赤かび病(5月16日)
- ・令和6(2024)年度病虫害発生予報 第2号(5月17日)



試験研究成果は、
ホームページでも見られます!



日々の活動を公開
しています!



皆様の声をお聞かせください!!

発行者 栃木県農業総合研究センター
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1080
Tel 028-665-1241(代表) Fax 028-665-1759
MAIL nougyou-s@pref.tochigi.lg.jp

発行日 令和6(2024)年5月17日
事務局 研究開発部
Tel 028-665-1264(直通)
当ニュース記事の無断転載を禁止します。